厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 外 部 サ] ビ ス 利 用 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 費 及 U 外 部 サ 1 ピ ス 利 用 型 介

護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 費 に 係 る サ F, ス \mathcal{O} 種 類 及 び 当 該 サ ピ ス \mathcal{O} 単 位 数 並 U に 限 度 単 位

数 \mathcal{O} 部 改 正

用

介

護

第 + 型 九 条 厚 予 生 防 労 特 働 定 施 大 設 臣 が 入 居 定 者 \Diamond 生 る 活 外 介 部 護 サ 費 ピ に 係 ス 利 用 型 ビ 特 定 \mathcal{O} 施 種 設 類 入 及 居 者 び 当 生 該 活 サ 介 護 費 ピ 及 ス \mathcal{O} U 単 外 位 部 サ 数 並 U ピ に ス 限 利

る サ

ス

度 単 位 数 平 成 + 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 百 六 十 五. 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

改 正 後 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービス の腫類及び当該サービスの単立数並びに現実単立数 **~** (容) ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活 介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状 態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 一万六千三百五十五単立 要介護一 要介漢二 一万八千三百六十二単位 \widehat{S} $\widehat{\mathfrak{S}}$ 要介護三 二万四百九十単位 ④ 聚介>無方1万1下1万1下<li G 要介箋五 <u>二万四十五百三十三単位</u>

別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費 1 目につき) 83単位

注1・2 (略)

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合

96単位 193単位

- (2) 所要時間15分以上30分未満の場合
- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要 時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに87単位を加 算した単位数
- (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 561単位に所要時間 1 時 間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算 した単位数

改 正 前

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービス の種類及び当該サービスの単立数並びに現実単立数

~ (容)

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活 介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状 態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

- 万六千二百九十四単位 要介護一
- 要介護二
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 要介護三 二万三百九十八単位
- 要介護四 二万二千三百四十四単立
- G 要介箋五 <u>二万四十四百四十二単位</u>

1) (容)

別表第一

1 目につき) 82単位

注1 • 2 (略)

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合

95単位 192単位

- (2) 所要時間15分以上30分未満の場合
- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要 時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加 算した単位数
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時 間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算 した単位数

- ロ 生活援助が中心である場合
- (1) 所要時間15分未満の場合

49単位

- (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 96単位に所要時間15 分から計算して所要時間が15分増すごとに49単位を加算した 単位数
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 219単位
- (4) 所要時間1時間15分以上の場合

262単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

87単位

 $注 1 \sim 4$ (略)

3 訪問入浴介護

イ (略)

- ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び口からへまでに ついては、適用しない。
- 4·5 (略)
- 6 指定通所介護

イ・ロ (略)

- ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から 注22まで及び二からへまでについては、適用しない。
- 7 指定通所リハビリテーション

イ (略)

- ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22ま で及びニからトまでは、適用しない。
- 8 (略)
- 9 指定地域密着型通所介護

イ (略)

ロ 利用者(適合する利用者等第35号の2の3に規定する者に限 ロ 利用者(適合する利用者等第35号の2に規定する者に限る。 る。)に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事 業者が、施設基準第27号の2口に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サー ビス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をい

- ロ 生活援助が中心である場合
- (1) 所要時間15分未満の場合

48単位

- (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15 分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した 単位数
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合

218単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合

261単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

86単位

注 1 ~ 4 (略)

3 訪問入浴介護

イ (略)

- ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びに口及びハにつ いては、適用しない。
- 4 5 (略)
- 6 指定通所介護

イ・ロ (略)

- ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から 注19まで並びに二及びホについては、適用しない。
- 7 指定通所リハビリテーション

イ (略)

- ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注20ま で及びニからへまでは、適用しない。
- 8 (略)
- 9 指定地域密着型通所介護

イ (略)

)に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者 が、施設基準第27号の2口に適合しているものとして市町村長 に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス 基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。

う。以下同じ。)において、指定療養通所介護(指定地域密着 型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以 下同じ。)を行った場合には、地域密着型通所介護費の口の所 定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ (略)

- ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロ の注1から注22まで、注24及び注25並びにハからホまでについ ては、適用しない。
- 10 指定認知症対応型通所介護

イ (略)

口 (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並び にハからホまでについては、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サー 1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サー ビス費(1日につき) 56単位

注1 • 2 (略)

2 指定訪問介護 (1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事 業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予 防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定 訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所 定単位数を算定する。

- (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位
- (2) 1 週に2回程度の訪問介護が必要とされた者

以下同じ。)において、指定療養通所介護(指定地域密着型サ ービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同 じ。)を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所 介護計画(指定地域密着型サービス基準第40条の9第1項に規 定する療養通所介護計画をいう。) に位置付けられた内容の指 定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、地 域密着型通所介護費の口の所定単位数に100分の90を乗じて得 た単位数を算定する。

ハ (略)

- ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロ の注1から注22まで並びにハ及び二については、適用しない。
- 10 指定認知症対応型通所介護

イ (略)

口 (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注13まで並び にハ及びニについては、適用しない。

別表第二

ビス費(1日につき) 55単位

注1・2 (略)

2 指定訪問介護(1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事 業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予 防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定 訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所 定単位数を算定する。

- (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位
- 2,115単位 2 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2.108単位
- (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者 (┃ (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者 (

その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会によ る審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58 号) 第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)

3.355単位

3 指定通所介護(1月につき)

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事 業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県 知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行 った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定 単位数を算定する。

(1) 要支援 1

(2) 要支援 2

3,084単位 (2) 要支援 2

4 指定介護予防訪問入浴介護

イ (略)

- ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び口から へまでについては、適用しない。
- 5 指定介護予防訪問看護

イ~ニ (略)

- ホ イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ並びにロ の注1から注10まで、注12及び注13並びにハからへまでについ ては、適用しない。
- 6 指定介護予防訪問リハビリテーション(1回につき)

イ (略)

- 及び注8から注10まで並びに口及びハについては、適用しない
- 7 指定介護予防通所リハビリテーション(1月につき)

イ・ロ (略)

(ホにおいて「栄養改善サービス」という。)を行った場合は 、栄養改善加算として、1月につき180単位を加算する。

その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会によ る審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58 号) 第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)

3 指定通所介護(1月につき)

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事 業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県 知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行 った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定 単位数を算定する。

1,504単位 | (1) 要支援 1

1,489単位

3,053単位

4 指定介護予防訪問入浴介護

イ (略)

- ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びにロ及 びハについては、適用しない。
- 5 指定介護予防訪問看護

イ~ニ (略)

- ホ イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ並びにロ の注1から注10まで及び注12並びにハからへまでについては、 適用しない。
- 6 指定介護予防訪問リハビリテーション(1回につき)

イ (略)

- ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注6まで ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注7まで 、注9、注10並びにロ及びハについては、適用しない。
 - 7 指定介護予防通所リハビリテーション(1月につき)

イ・ロ (略)

ハ 介護予防通所リハビリテーション費の二の栄養改善サービス ハ 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービス (ホにおいて「栄養改善サービス」という。)を行った場合は 、栄養改善加算として、1月につき135単位を加算する。

ビス (ホにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行っ た場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加 算する。

ホ (略)

- へ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション 費のイの注1から注8まで及び口からヲまでについては、適用 しない。
- 8 (略)
- 9 指定介護予防認知症対応型通所介護

イ・ロ (略)

- ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の個別機能訓練を行 った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加 算する。
- ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の注11の栄養改善サービス を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を 加算する。
- ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の注13の口腔機能向上サー ビスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき13 5単位を加算する。
- へ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費 のイ及びロの注1から注17まで並びにハからホまでについては 、適用しない。

10・11 (略)

ニ 介護予防通所リハビリテーション費のへの口腔機能向上サー ニ 介護予防通所リハビリテーション費のニの口腔機能向上サー ビス (ホにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行っ た場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加 算する。

ホ (略)

- へ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション 費のイの注1から注9まで及び口からリまでについては、適用 しない。
- 8 (略)
- 9 指定介護予防認知症対応型通所介護

イ・ロ (略)

- ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の注6の個別機能訓練を行 った場合は、個別機能訓練加算として、1目につき24単位を加 算する。
- ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の栄養改善サービス を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき135単位を 加算する。
- ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の注10の口腔機能向上サー ビスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき13 5単位を加算する。
- へ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費 のイ及びロの注1から注13まで、ハ並びに二については、適用 しない。

10・11 (略)